

## 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

### 1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 195 回会合において、「電気式ハイブリッド自動車及び複数の駆動用電動機を備えた電気自動車のシステム出力の決定に係る協定規則（第 177 号）」が新たに採択されたほか、「制動に関するカテゴリ－M、N、0 の車両の認可に関する統一規定（第 13 号）」等の改訂が採択された。

また、令和 6 年 12 月 24 日に公表された「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」の取りまとめを踏まえ、基準の適用時期を統合する見直しを行うこととした。

これらを踏まえ、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」、「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」、「装置型式指定規則第 5 条第 1 項及び共通構造部型式指定規則第 5 条の 2 の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成 13 年国土交通省告示第 1088 号）」、「道路運送車両法施行規則第 36 条第 7 項第 3 号の規定に基づき登録試験機関に準ずるものとして国土交通大臣が定める外国の機関を定める告示（平成 27 年国土交通省告示第 583 号）」及び「道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成 28 年国土交通省告示第 618 号）」について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 13 号第 14 改訂版	⇒	第 13 号第 15 改訂版
第 39 号改訂版	⇒	第 39 号第 2 改訂版
第 100 号第 4 改訂版	⇒	第 100 号第 5 改訂版
第 171 号初版	⇒	第 171 号改訂版
(新設)		第 177 号初版

- (イ) 自動車に備える走行距離計について、表示されている走行距離の精度要件を追加する。また、一般原動機付自転車に備える走行距離計について、表示、取付位置及び精度等の基準に適合しなければならないこととする。

**【適用日】**

新型車：令和 10 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

- (ウ) 車両総重量 3.5 トン以下の電気式ハイブリッド自動車及び駆動用電動機を複数備えた電気自動車について、協定規則第 177 号に基づき出力を測定してもよいこととする。

- (エ) 自動車※に備える原動機用蓄電池について、熱連鎖<sup>(注)</sup>試験を義務付け、当該試験の結果が乗員の安全確保に係る要件に適合しなければならないこととする。

※ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引自動車を除く。

**【適用日】**

新型車：令和 9 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 12 年 9 月 1 日

注：熱連鎖とは、原動機用蓄電池を構成するうちの一部の電池が熱暴走（電池温度の上昇が制御不能な状態をいう。）を起こした際に、その熱暴走が隣接する電池に広がることをいう。

**(2) 道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正**

道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 58 条及び第 67 条の 2 の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）」について、適用時期の統合を行うほか、所要の改正を行う。

**(3) 装置型式指定規則第 5 条第 1 項及び共通構造部型式指定規則第 5 条の 2 の国土交通**

## 大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正

協定規則の改訂に伴い、特定装置の規則番号について所要の改正を行う。

### (4) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布： 令和7年9月26日

施 行： 令和7年9月26日。ただし、2.(1)(ア)（協定規則第177号に係る部分に限る。）、2.(1)(ウ)及び2.(3)（協定規則第177号に係る部分に限る。）は、令和7年9月27日